

2004年8月4日

《川上ダム付替県道は事実上の工事用道路》

「月ヶ瀬憲章の会」 浅野隆彦

基礎案 4・7・3 事業中の各ダムの方針として、「調査・検討の間は地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中で止めることが不適当な工事以外は着手しない。」と謳っている。

しかし、川上ダムに於ては、事実上の工事用道路になる付替県道が進行中で、純粹な工事用道路[桐の木進入線]も平成16年度予算で建設中である。松阪・青山線、青山美杉線共々県道として、現在立派に併用中で、ダム湖が湛水する迄、何ら問題はない。

次図(平成16年度川上ダム施工概要図)に書き込んだの→→のルートより、ダム本体建設中であっても松阪及び美杉への通行は確保できるのである。同じく、原石山や発生土受入予定地とダムとの道路相関を注意すれば、この付替県道はまさしくダム建設用工事道路と言うべきなのがよく判る。

現在までに、これ等道路開削の為、約10haの山林が伐採されている。全ての道路が完成すると約20haになると思われる。これに、ダム躯体、ダム施設、原石山、発生土集積地、湛水斜面等の山林破壊面積を足すと、100haを越す森林破壊となり、生物への影響は計り知れない重大さを予感させる。

今は、道路工事に絞って意見を述べるが、現状においても北野周辺のオオタカ営巣地への影響、その他多くの生物への脅威となっており、地元民から田畠への濁水・土砂の流入、井戸の濁りなどの苦情があがっており、もう既に、これらの道路工事による大きな環境改変の悪影響が出ていると判断されるところである。

水資源機構は直ちに工事を止めて戴きたい。

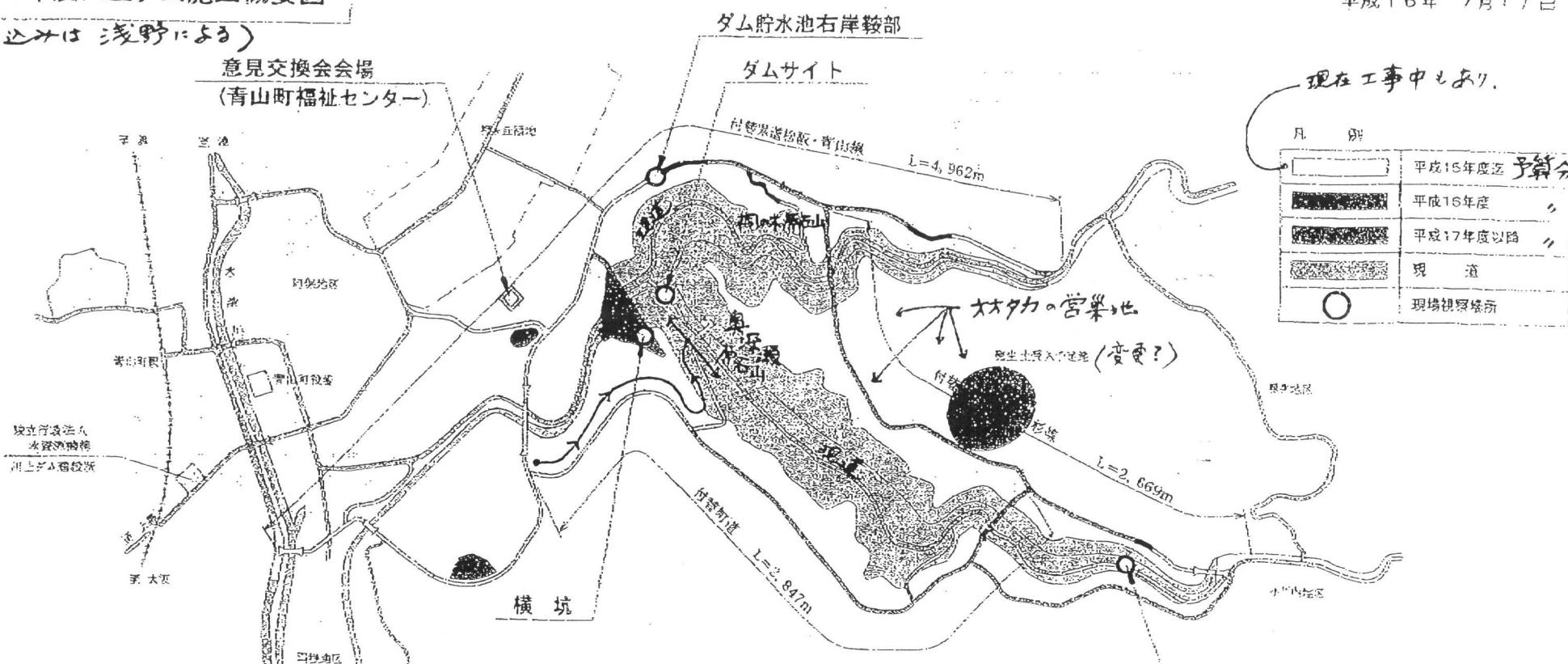
淀川水系流域委員会は、「基礎原案」に対する「意見書」で、7・1・3 事業中の各ダムの方針の中で、「調査・検討の間は地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中で止めることが不適当な工事以外は着手しない」としたことは適切な選択として高く評価する。と余りにも甘く、高く評価することで、事実上、工事用道路の役割を持った付替県道を、「地元の地域生活に必要な道路」と称するだけで施工可能にしてしまう役割を果たしている。「基礎案」に対する意見書では、この悪質な評価は除去し、もっと厳正な指摘をもって、臨んで戴きたい。

No. 2

(書き込みは 浅野による)

意見交換会会場

（青山町福祉センター）



—現在工事中もあり。

凡

平成15年度迄
平成16年度
平成17年度以降
現道
現場視察機会

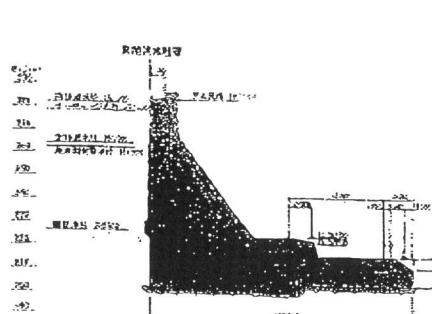
ダム位置図



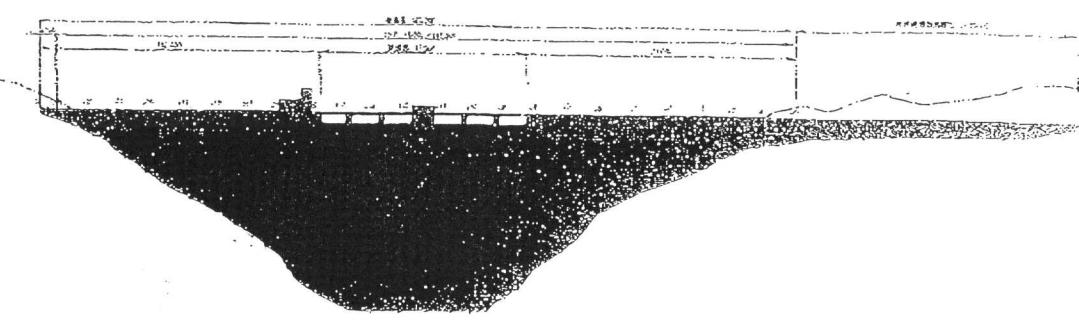
「月ヶ懶憊早(ウ)云」

4

標準斷面圖



ダム下流面



470-2